

## 令和5年度国際教育旅行交流受入支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）は、福島県への国際教育旅行の誘致促進をするため、日本国外を拠点とする学校が教育旅行のために訪日して来県する際、日本国内の学校との学校交流（以下「交流事業」という。）を受け入れる県内の小学校、中学校及び高等学校（以下「実行団体」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で国際教育旅行交流受入支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

### (助成金の対象事業及び助成額)

第2条 助成金は、県内の学校が交流事業を行う場合に、当該事業に要する経費の一部を助成する。助成金は、交流事業に参加した外国人生徒1名（実行団体の生徒は除く。）につき1,500円を上限とする。

### 2 助成対象経費

助成対象経費は学校交流事業に要した次の経費とする。

- (1) 歓迎式等に係る経費
- (2) 生徒交流に係る記念品、イベント経費
- (3) 地域の観光視察に係る経費
- (4) 事務連絡経費

### (助成対象期間)

第3条 助成対象期間は令和5年9月1日から令和6年2月26日までとする。ただし予算枠がなくなり次第終了とする。

### (申請書の提出)

第4条 助成金を受けようとする実行団体は、交流事業日の14日前までに次に掲げる書類を協会へ提出するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合については、この限りではない。

- (1) 国際教育旅行交流受入支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 交流事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) その他参考となる資料

### (変更の承認の申請)

第5条 事業内容に変更が生じその承認を受けようとする場合は、国際教育旅行交流受入支援事業助成金変更（中止）承認申請書（第2号様式）を協会に提出し、承認を受けなければならない。変更申請については、交流内容の軽微な変更または申請額の20%未満の減額については不要とする。

### (実績報告・交付請求)

第6条 助成金の交付の決定を受けた実行団体は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は令和6年2月26日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 国際教育旅行交流受入支援事業助成金実績報告書兼請求書（第3号様式）
- (2) 交流実績報告書（別紙3）
- (3) 収支決算書（別紙4）
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) 支出を証する書類（領収書の写し等）
- (6) その他参考となる資料

（助成金の支払）

第7条 協会は、事業実績を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第8条 協会は、助成金の交付を受けた実行団体がこの要綱、又は交付申請書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（会計帳簿の整備等）

第9条 助成金の交付を受けた実行団体は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第10条 実行団体は、第4条の規定に基づき助成金の申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第11条 実行団体は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第4号様式）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。